

11月は年金月間

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です



国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万のとき心強い味方となる制度です。あなたの備えは大丈夫ですか。定期的に年金の加入状況を確認しましょう。

国民年金加入者の種類と保険料の納め方

国内に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。就職や退職で被保険者区分が変わる場合は、市役所で手続きが必要です。

被保険者区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	学生や自営業などの方とその配偶者	会社員や公務員など(厚生年金加入者)	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料の納付	月額16,590円(令和4年度)。自分で納付する必要があります。	本人負担分が給料から天引きされ、勤務先が納付します。	配偶者の加入している制度から納付されます。

※第1号被保険者は納付書、口座振替、クレジットカードから納付方法を選べます。

保険料の納付が困難なとき

学生納付特例、納付猶予、免除の各制度を活用しましょう。※納める保険料が少なくなると、受け取れる年金も少なくなってしまうのでご注意ください。

ねんきんネットで自分の年金記録を確認

「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で自分の年金記録や受給見込額を確認してみましょう。「ねんきんネット」では、いつでも自分の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算もできます。

●日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



●ねんきん定期便・ねんきんネット等

専用ダイヤル/0570-058-555

受付時間/●月曜日:8時30分~19時 ●火~金曜日:8時30分~17時15分 ●第2土曜日:9時30分~16時

☎国保年金課 995-1813

11月・12月は税の滞納整理強化月間

税金は納期限内に納めましょう



税金は、私たちが安心して暮らせるまちづくりに欠かせない公共サービス・事業などに使われる貴重な財源です。税金の滞納は、納期限内に納付している多くの納税者との公平性を欠きます。11月・12月を「税の滞納整理強化月間」と定め、税の徴収強化に取り組みます。

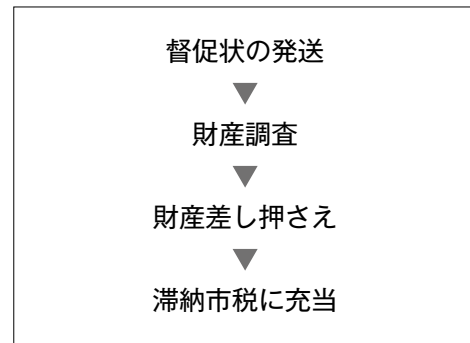
納期限内に納付をお願いします

税金を滞納すると、市の財政を圧迫し、行政サービスの提供に支障をきたすことがあります。未納とならないように、納期限内の納付をお願いします。

滞納者の財産は差し押さえられます

税金が納期限内に納付されない場合、本来の税額と延滞金を合わせ、未納をお知らせする督促状などを送付します。市では、事情なく納付しない人に対し、給与、年金、売掛金、預金、生命保険、不動産、自動車、家電製品、貴金属などの財産を差し押さえる滞納処分を行っています。

地方税法などに基づく滞納処分の流れ



納税に困ったら早めに相談を!

火災や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情で納期限までに納付ができない場合は、直接または電話で相談してください。日中に相談できない人は、夜間納税相談を利用してください。

夜間納税相談/毎月第1・第3水曜 19時まで(祝日、年末年始を除く)

☎税務課 995-1811